

全国大会等出場激励金に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、スポーツの各種全国大会以上の大会に出場する者に全国大会等出場激励金(以下「激励金」という。)を支給することにより、スポーツの振興に寄与することを目的とする。

(激励金)

第2条 市長は、市内に住所を有する者が、次に定める団体が主催する全国大会以上の大会(以下「大会」という。)に県地区予選大会の結果又は各種目協会の推薦等に基づき選手として出場した場合に限り、予算の範囲内で激励金を支給することができる。ただし、川西市立学校の課外活動の一環として出場した者を除くものとする。

(1) 国及び地方公共団体

(2) 財団法人日本体育協会及び当該加盟競技団体

(3) 前2号に掲げる団体に準ずると市長が認めた団体

2 保護者が本市に住所を有している未成年については、当該未成年が市内に住所を有しているものとみなして、前項の規定を適用する。ただし、当該未成年が他の地方公共団体において、激励金に類する金銭の支給を受けている場合は、この限りでない。

(激励金額及び限度額)

第3条 この要綱により支給できる激励金の支給回数は、出場区分毎に年1回とし、当該出場区分及び激励金の額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、同一の出場区分において、同一の団体に属する者が複数名激励金の支給の対象となる場合は、その支給総額が10万円を超えるときは、当該10万円を超える部分に係る激励金を支給することができない。

(申請)

第4条 激励金の支給を受けようとする者は、大会実施前に激励金支給申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めたときは、大会終了後に提出することができる。

2 前項の規定にかかわらず、同一の出場区分において、同一の団体に属する者が複数名激励金の支給の対象となる場合で、市長が特に必要と認めるときは、当該団体で取りまとめのうえ申請を行うものとする。

(支給)

第5条 市長は、前条の申請があった場合において、その内容等を審査し、適当と認めるときは、速やかに激励金を支給するものとする。

(報告)

第6条 激励金の支給を受けた者は、大会終了後、速やかに報告書を市長に提出しなければならない。

(返還)

第7条 市長は、偽りその他不正行為に基づき激励金の支給申請があった場合は、支給した激励金の全額を返還させるものとする。

2 激励金の支給を受けた者は、病気等の理由により大会に出場できなかった場合は、速やかに市長に激励金を返還しなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

第 1 条 この告示は、公布の日から施行し、平成 2 1 年 4 月 1 日から適用する。

(全国大会等出場費用の助成に関する要綱の廃止)

第 2 条 全国大会等出場費用の助成に関する要綱(平成 2 0 年川西市告示第 8 2 号の 3)は、廃止する。

付 則 (平成 2 2 年川西市告示第 1 0 3 号)

この告示は、公布の日から施行する。

付 則 (平成 2 7 年川西市告示第 4 8 号)

第 1 条 この告示は、公布の日から施行し、平成 2 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表 (第 3 条関係)

出 場 区 分	激 励 金 の 額
オリンピック競技大会又はパラリンピック大会に出場した者	国外 1 0 0 , 0 0 0 円 国内 5 0 , 0 0 0 円
アジア大会又、ユニバーシアード大会又は世界選手権大会に出場した者	国外 5 0 , 0 0 0 円 国内 2 0 , 0 0 0 円
国民体育大会又は同競技水準以上の国際大会に出場した者	国外 2 0 , 0 0 0 円 国内 1 0 , 0 0 0 円
地区予選大会等を経たうえ全国大会に出場した者	8 , 0 0 0 円
推薦を受け全国大会に出場した者	5 , 0 0 0 円